

社会全体と協働した知的財産に関する教育の推進に向けて (案)

— 発達段階に応じた創造性の涵養と知的財産の保護・活用の重要性への理解向上の観点から —

平成28年3月

内閣官房

知的財産戦略推進事務局

我が国の知財戦略における「知財教育」の位置付け①

「知的財産推進計画2015」に記載された 取り組むべき主な施策

◎知財を戦略的に活用できる人財の育成

- 中小・ベンチャー企業における総合的な知的財産マネジメント構築を支援できる人財育成の強化。

◎コンテンツ産業の基盤となる人財の育成

- 若手アニメーターに対するOJTによる育成を支援するとともに制作作品による上映会等の発表機会を提供。
- 専修学校、大学等と産業界が連携して開発したカリキュラム等を基に、実証講座を通じ短期プログラムの開発等を実施。

◎知財教育・知財啓発の推進

- 大学の学部・学科等において、知的財産に関する科目の開設等の自主的な取組を促進。
- 知財人財の裾野拡大につなげるべく、小中高等学校において、知的財産に関する教育を推進。

◎知財人財育成の横断的な検証・検討

- 知財人財育成の取組を横断的に検証し、今後求められる人財像及びその育成の在り方について検討。

【知財人財育成に関する取組の経緯】

知的財産人材育成総合戦略(2006年1月30日)

〈知的財産の保護・権利化を主軸とした育成〉

《3つの目標》

1. 「知的財産専門人材」
の倍増・高度化

2. 「知的財産創出・マネジ
メント人材」の育成・高度化

3. 国民の「知財民度」を高
める

《5つの人材像》

★10個の重点施策



知財人財育成プラン(2012年1月20日)

〈グローバル市場を重視したイノベーション戦略
に基づく知財マネジメントを主眼とした育成〉

基本的考え方

1. 知財マネジメント人材
の育成

2. グローバル知財人材の
育成

3. 知財人財の裾野の拡充

知財マネジメント人材の育成・確保を主眼とした「知財人財育成プラン」と
知財専門人材の育成・確保を主眼とした「知的財産人材育成総合戦略」と
を、相互補完的に実施

我が国の知財戦略における「知財教育」の位置付け②

○ 知財教育を通じた裾野人材の拡大が、将来の知的財産人材等の量・質的な拡大につながる。

知的財産立国を実現するためには、「知的財産専門人材」や「知的財産創出・マネジメント人材」ではなくとも、社会人、学生・生徒あるいは消費者として、他人の知的財産を尊重し、侵害や模倣を自制するなど、一般の人々も知的財産に関する最低限の常識と規律を持つことが求められる。

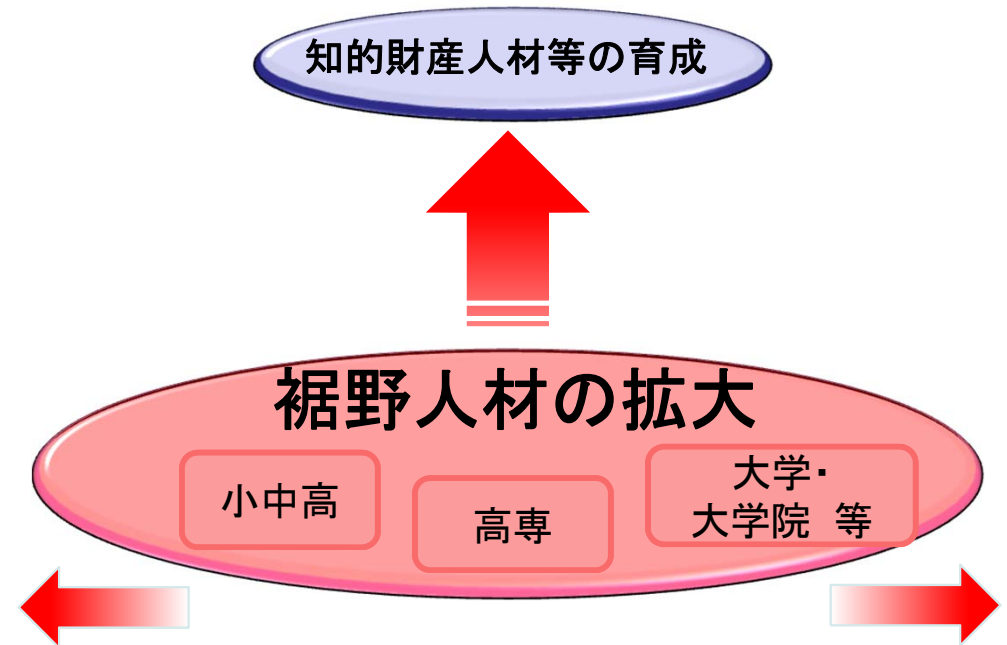
また、我が国が世代を超えて知的財産を糧にして競争力を保持していくためには、**将来の知的財産人材の予備軍として、子供のころから独創的な力を伸ばすとともに、他人の権利を尊重する基本的な素養を身に付ける教育を行うことも重要な課題**である。

そこで、本総合戦略においては、「知的財産専門人材」や「知的財産創出・マネジメント人材」以外の全ての人々を知的財産の「裾野人材」として位置づけることとする。

「知的財産人材育成総合戦略」より抜粋

我が国の産業を下支えする中小企業や**将来の我が国を担う児童・生徒・学生に対する知財教育を充実させて知財人材の裾野の一層の拡大を図ることも重要**である。優れたイノベーション戦略性を有する軍師的知財人材も、そこに達する前段階の知財人材の存在なくして育成を図ることは難しい。そのため知財人材の裾野の拡大に取り組むことは、我が国の知財レベルの底上げという意味にとどまらず、事業起点型サイクルを支える知財人材の育成・確保の基盤となるグローバル・ネットワーク時代の知財人材の育成の取組として一体的に理解されるべきものである。

「知財人材育成プラン」より抜粋



分類	例
知的財産専門人材	知的財産の保護・活用に直接かかわる人材
知的財産創出・マネジメント人材	知的財産を創造する人材 知的財産を活用した経営を行う人材 等
裾野人材	知的財産に関する一般的な知識を保有することが期待される人材 知的財産を将来創造することが期待される人材

「知的財産人材育成総合戦略」上の人材の分類

本タスクフォースにおける検討

知的財産に関する教育を社会全体で推進するための方策

論
点

全般

教材等の在り方

教員等への支援

展開の方法

外部リソースの活用

意
見

- ✓ 学習指導要領改訂(例:小中高の成長段階に応じたカリキュラム作成;理系科目を中心に創意・工夫を増強;中核的な教科の設定;産業財産権につながる話の盛り込みによる、理科離れの抑止;デザインシンキング、ディベートの要素の取り入れ)
- ✓ 小・中学生を対象に科学的素養の優れた人材を集め、素養を伸ばす教育を実施
- ✓ 中学高校に簡易ファブラボを設置
- ✓ 普通科高校における知的財産に関する創造力等を育成する教育の充実
- ✓ 学業発明に対する法的整備(例:未成年者の個人情報保護、授業内発明等の取扱いの明確化)
- ✓ 大学内の知財活用組織と、大学教育機構との連携
- ✓ 知財人材の追跡調査(例:山口大学、東京理科大)及びその実績のPR

- ✓ 産業財産権標準テキストの復活(例:不競法、GI、標準化等の要素追加;イラスト等の盛り込み)
- ✓ 副読本(例:知財ブックレット等)の作成、無償配布、継続的なブラッシュアップ
- ✓ 日本弁理士会作成の教材の活用

- ✓ 知財教育に係る教員研修の充実(例:初任者研修等への盛り込み)
- ✓ 知財教育に係る教員免許更新講習の充実(例:知財関係団体と大学との連携実施)

- ✓ “地域学校協働本部”との連携・協働(例:教育現場と、企業、弁理士会の出前授業等との連携;社会との関わりの中での裾野拡大)
- ✓ “土曜学習応援団”の活動の推進
- ✓ モデル校(例:国立大学付属校)の指定
- ✓ 山口大学モデルの高専、他大学等への展開
- ✓ 地域の大学等の活用

- ✓ 企業リソースの活用
- ✓ 企業OB、弁理士等の専門人材の学校現場での活用
- ✓ 企業出張授業の“作り込み”実態調査、ベストプラクティスの共有
- ✓ 国家資格(例:知的財産技能検定)の受験推奨
- ✓ 少年少女発明クラブの増設、活性化(例:周知徹底、校内への設置等)
- ✓ 中学生向けの受け皿(少年少女発明クラブ的なもの)の整備

方
向
性

“国民一人ひとりが裾野人財”を目指した発達の段階に応じた系統的な教育の実施

社会との関わりや知識の活用を視野に入れた創造性の発展のための仕掛け

地域・社会との協働(産学官連携による支援体制構築)の実現

知財教育の全体イメージ～主に裾野の拡大について～(案)

地域・社会との協働

産学官一体となって
創造性の涵養、知財の意義の理解、そして知財の保護・活用、標準化に関する学習を支援

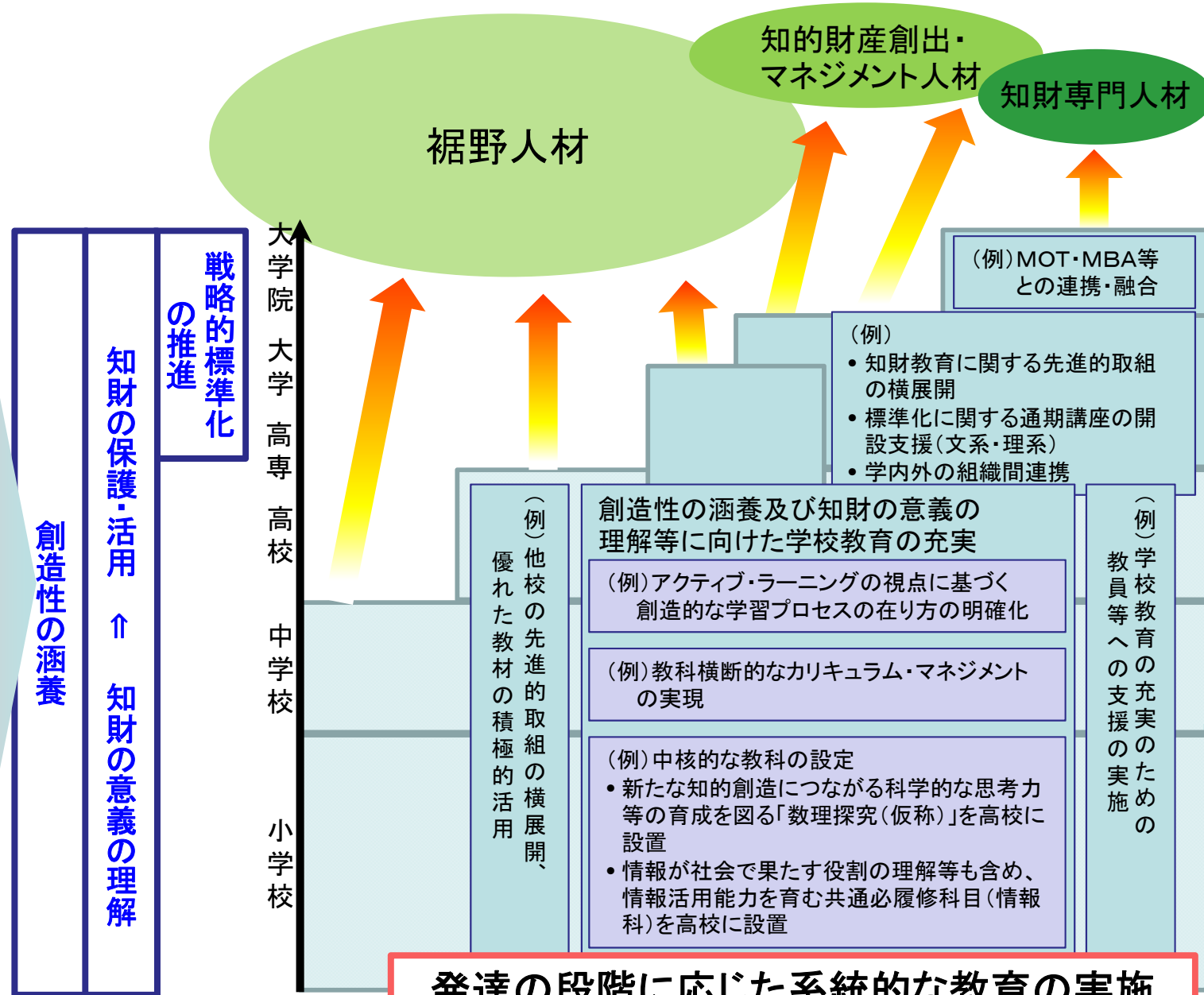
- (例)
- 学校(教師)と地域組織(企業、大学、自治体等)との連携
 - 企業OB、弁理士・弁護士等の専門人材の活用
 - 教材の作成・配布
 - 先進的な学校の成果の横展開
 - 少年少女発明クラブ等の活性化

創造性の発展

社会との関わり・知識の活用

国による基盤整備

- (例)
- 教材(産業財産権、不正競争防止法、標準化等)の作成・配布
 - 学業発明の適切な保護



発達の段階に応じた系統的な教育の実施

国民一人ひとりが裾野人材